

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業規模に相応しい、迅速な意思疎通・意思決定のできるスリムで効率的な経営組織を基本としており、経営管理につきましては、スリムな組織を維持しつつ、十分な機能を発揮できるよう体制強化に努めております。

また、当社は、株主を含む全てのステークホルダーの利益向上を目指し、「健全かつ公正な経営」を経営理念として、タイムリーなディスクロージャーを心掛け、透明性の高い経営を維持していく方針であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2021年6月の改訂後のコードに基づいて記載しております。

【補充原則1-2 議決権行使の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳】

当社は、機関投資家や海外投資家の持株比率が低いため、議決権の電子行使の環境整備や招集通知の英訳は行っておりませんが、今後、株主の構成比率等を考慮して検討してまいります。

【補充原則1-2 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が自ら議決権行使を希望する場合の対応】

当社は、信託銀行名義の持株比率が低いため、信託銀行との協議・検討は行っておりませんが、今後、株主の構成比率等を考慮して検討してまいります。

【原則2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

【補充原則2-3 取締役会のサステナビリティを巡る課題への対応】

当社のサステナビリティに関する取り組みについては、開示項目として後述している【補充原則3-1】に記載しております。

【原則2-4 女性の活躍促進を含む社内多様性の確保】

当社の女性活躍推進を含む多様性確保に関する考え方については、開示項目として後述している【補充原則2-4】に記載しております。

【補充原則3-1 英語での情報開示】

当社は海外投資家の比率が低いため、現時点では英語での情報開示は行っておりません。今後、海外投資家の比率が高まった場合には、英語での情報開示も検討してまいります。

【補充原則4-1 中期経営計画の実現】

当社は、主たる事業である投資サービス事業の業績が市場動向等の影響で大きく変動するため、現時点では中期経営計画を定めておりません。今後、コードの趣旨に沿えるよう、状況に応じて計画の策定を検討してまいります。

【補充原則4-1 最高経営責任者(CEO)等の後継者計画の策定・運用】

当社は、最高経営責任者(CEO)等の後継者計画を現時点で明確に定めておらず、人格、見識、実績等を勘案して適当と認められる者の中から、取締役会で協議のうえ選定することとしております。経営方針や経営戦略を踏まえ、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-2 経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する報酬制度の設計】

当社は、主たる事業である投資サービス事業の短期的な業績変動が大きいため、現在は業績連動報酬を採用しておらず、株式報酬の制度も構築しておりませんが、役員持株会への加入と保有を通じて、企業価値の向上を意識した経営を促しております。株式報酬も含めた業績連動報酬の導入など、インセンティブの仕組みについては、今後の業績の回復やその後の推移等を考慮しながら、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-2 サステナビリティを巡る取組みについての基本方針及び経営資源の配分等の実効的な監督】

当社のサステナビリティ及び人的資本への投資に関する取り組みについては、開示項目として後述している【補充原則3-1】に記載しておりますが、今後、取締役会として、サステナビリティに関する具体的な方針の策定を検討するとともに、経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行についても実効的な監督に努めてまいります。

【補充原則4-3 CEOを解任するための手続の確立】

当社では、CEOを解任するための一律の基準や解任要件は定めておりませんが、CEOが法令・定款に違反し、当社の企業価値を毀損した場合など、客観的に解任が相当と判断される場合には、取締役会において、独立社外取締役と十分な審議を尽くしたうえで決議することとしております。

【補充原則4-10 独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置】

当社では、独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会の設置はありませんが、取締役総数7名のうち3名の独立社外取締役を選任しております。経営陣幹部及び取締役の指名・報酬については、独立社外取締役が出席する取締役会において適切に審議・決定しているため、現時点では任意の委員会設置の予定はありません。しかし、本コードの趣旨を踏まえ、今後必要に応じて新たな仕組みの構築を検討してまいります。

【原則4 - 11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、役員が多様性の重要性は認識しておりますが、女性社員が少ないという業種特性や海外に事業展開していないことなどにより、現時点では女性や外国人の役員は選任しておりません。今後は、当社の経営戦略や事業展開等に応じて積極的に検討してまいります。なお、財務・会計に精通した税理士資格を有する独立社外取締役に1名選任しております。

【補充原則5 - 1 株主との建設的な会話の促進】

当社の株主との対話に関する取り組みは、後述の開示項目【原則5 - 1】に記載の通りですが、本コードの趣旨に沿った具体的な方針の策定については、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

2021年6月の改訂後のコードに基づいて記載しております。

【原則1 - 4. 政策保有株式】

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式のみの保有を基本方針としているため、政策保有株式に関する方針は定めておりません。(但し、当社が加入する㈱東京金融取引所の株式を当該取引所の要請により保有しており、この株式を純投資目的以外で保有しております。)

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社は、内部統制基本方針において、「親会社を含むグループ内の取引は、全て取締役会決議を経て行うとともに、適切な情報開示を行い、適正性を確保していく」ことを定めております。

【補充原則2 - 4 女性・外国人・中途採用者など中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方】

当社は、中長期的な企業価値向上のために多様性を確保することの重要性を認識しており、中途採用者の管理職への登用は積極的に取り組んでおりますが、女性従事者が少ないという業界特性もあり、女性の管理職への登用などはまだ進んでおりません。当社の企業価値向上のためにどのような人材登用及び育成を行っていくべきか、今後の経営戦略を踏まえ、方針等の策定を含めて検討してまいります。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、三井住友信託銀行が提供する企業型確定拠出年金制度を導入しており、運用商品の評価・選定等はすべて三井住友信託銀行に委託しております。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

() 当社の経営理念や経営戦略については、当社ホームページ及び有価証券報告書等にて開示しております。

(経営理念) <https://www.fujitomi.co.jp/about/principle/>

(経営戦略) https://www.fujitomi.co.jp/ir/securities_report/

(有価証券報告書に記載)

() 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「 - 1. 基本的な考え方」に記載しております。

() 当社は、取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を策定しており、その決定方針は、本報告書「 - 1. 機関構成・組織運営等に関する事項【取締役報酬関係】」に記載しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議によって決定することとしております。

() 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっては、当社の業績及び企業価値の向上に関する貢献度等を考慮し、取締役会で決定しております。

() 取締役候補の個々の選任理由につきましては、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取り組み及び人的資本や知的財産への投資】

当社は、ESGやSDGsに関する取り組みなど、サステナビリティに関する意識が世界的に高まっており、その課題への対応が当社の中長期的な企業価値の向上につながると認識しております。現時点ではLED照明の利用等を通じた消費電力削減や、事業継続計画の策定による災害時の危機管理体制の整備など、少しずつ対応を進めておりますが、当社として他にできることは何か、今後も重要な経営課題として検討を進めてまいります。

また、当社が継続して成長するためには人材育成が重要な経営課題であると認識しており、経営理念として「自由闊達な社風を尊重し、社員の主体性、創造性、チャレンジ精神を大切にすること」を掲げ、顧客や社会の負託に応えるための従業員のスキルアップを積極的に支援しております。

【補充原則4 - 1 取締役会の判断・決定及び経営陣に対する委任の範囲】

取締役会で決定する事項は、取締役会規程において「取締役会決議事項及び報告事項付議基準」を定めて明確化しており、取締役会決議事項以外の決定については、稟議規定に則り、常勤取締役の確認を経て社長が最終決裁する体制としております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社として、独立社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしながら、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できるよう、十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

【補充原則4 - 11 取締役の有するスキル等の組み合わせの開示】

当社は、スキル・マトリクス等、各取締役の知識・経験等を一覧化したものは作成しておりませんが、取締役の選任に当たっては、当社の経営理念や経営戦略をもとに必要なスキルを考慮し、その知識、経験、能力等を総合的に評価・判断して適切と思われる方を選任することとしております。スキル・マトリクスの作成や取締役の選任方針等については、取締役の増員が必要となる場合など、今後必要に応じて検討してまいります。

なお、現在の独立社外取締役に、他社での取締役経験者1名が含まれております。

【補充原則4 - 11 取締役の他の上場会社役員の兼任状況】

当社の役員の兼任状況につきましては、有価証券報告書や定時株主総会招集通知に記載しており、いずれも当社ホームページに掲載しております。

(IR情報ページ) <https://www.fujitomi.co.jp/ir/>

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性分析・評価】

取締役会は、十分な知識、経験、能力を有した者で構成され、社外取締役は期待する監督・監査機能を果たす意見を述べており、取締役会の実効性は確保されていると考えておりますが、今後は、毎年、各取締役の自己評価などを参考に、取締役会の実効性について分析・評価を行うこと及びその結果の概要の開示について検討してまいります。

【補充原則4 - 14 取締役に対するトレーニング方針】

当社の事業にかかわる理解を深めるために必要な説明は、取締役会に対する定期的な報告の中で実施するほか、各取締役からの要望に応じて実施することとしております。また、新任の社外取締役に対しては、その就任後速やかに当社事業にかかわる説明を実施しております。その他、各取締役からの要請に応じ、その役割及び責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、あつせん、費用の支援を行うこととしております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主を含む投資家と積極的な対話を行い、その意見や要望を経営に反映させ、当社を成長させていくことが重要であると認識しております。株主・投資家との対話については、経営企画室が窓口となり、随時電話やメールでの対応を実施するほか、必要に応じて役員が同席するなどして面談を実施しております。また、その結果については、必要に応じて経営陣に報告をしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社小林洋行	3,553,200	53.63
石崎 實	266,400	4.02
株式会社東京洋行	223,600	3.37
特定有価証券信託受託者株式会社 S M B C 信託銀行	201,000	3.03
共和証券株式会社	200,000	3.01
株式会社りそな銀行	140,000	2.11
細金 英光	108,900	1.64
新堀 博	104,600	1.57
株式会社 S B i 証券	89,300	1.34
トヨウ セキュリティーズ アジア リミテッド	79,800	1.20

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	株式会社小林洋行 (上場:東京) (コード) 8742

補足説明 更新

上記「大株主の状況」は、2021年11月12日現在の状況を記載しております。

上記のほか、当社所有の自己株式が235,390株あります。

発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上村 成生				税理士の資格を有しており、税務・会計の専門家としての豊富な知識や経験を当社の経営の監督に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 同氏は当社との利害関係が一切無く、独立性の高い方であり、一般株主との利益相反が生じる恐れが少ない方のため、当社の独立役員に指定しております。
伊藤 進				弁護士の資格を有しており、法律の専門家としての豊富な知識や経験を当社の経営の監督に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 同氏は当社との利害関係が一切無く、独立性の高い方であり、一般株主との利益相反が生じる恐れが少ない方のため、当社の独立役員に指定しております。
中井 省				金融行政に携わった長年の経験と深い見識を有しており、これらを当社経営に反映させるとともに、業務を執行する経営陣から独立した客観的・中立的視点から、取締役の業務執行に対する監督、提言を受けることにより、コーポレートガバナンス強化に寄与していただくことを期待し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社との利害関係が一切無く、独立性の高い方であり、一般株主との利益相反が生じる恐れが少ない方のため、当社の独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人については、当社の内部統制基本方針において次のとおり定めております。

監査等委員会の職務の補助は総務部が行うものとし、総務部内に監査等委員会の職務を補助すべき使用人を任命する。監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動等は、予め監査等委員会に通知し、その意見を尊重する。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、当社の「就業規則」に従うが、当該職務期間中においては、当該職務に関する指揮命令権は監査等委員会に属する体制とする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会監査は、監査等委員である社外取締役3名が、年度ごとに監査計画を策定し、必要な監査を実施しております。

監査等委員である社外取締役は、取締役会・監査等委員会等を通じて、内部監査や会計監査等の状況について定期的に報告を受けるなど、監査等委員会監査と内部監査、会計監査との連携を図るとともに、監査室(内部監査部門)が評価した内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。

なお、監査室(内部監査部門)は、年1回以上全ての部署を対象に内部監査を行っており、各部署の業務活動が関係法令、加盟する取引所及び加入団体の諸規則並びに社内規程等に準拠して執行されているかを検証するとともに、業務改善と効率向上のために必要な指導を行っております。監査計画は年度ごとに作成され、代表取締役社長の承認を得て実施されており、監査結果については代表取締役社長、取締役会に報告されるとともに、必要な場合は代表取締役社長名で対象部署に改善指示を行っております。なお、監査計画及び監査結果については、監査等委員会及び会計監査人にも定期的に報告されております。

また、当社の内部統制についても、監査室が中心となってその整備及び運用状況を整備しており、監査室長は必要に応じて改善を促すとともに、その整備・運用状況等についても定期的に監査等委員会及び会計監査人に報告し、意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2021年3月期までは一部の取締役に対して業績連動報酬を支給していましたが、2022年3月期(2021年4月以降)は、業績連動報酬を支給していません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、社内取締役、社外取締役の別に報酬等の種類別の総額及び報酬等の総額を開示しております。2021年3月期における、役員区分ごとの報酬等の総額は下記のとおりです。
・取締役(社外取締役を除く。)3名：52,568千円(うち業績連動報酬5,768千円)
・社外取締役1名：6,000千円
なお、無報酬の取締役2名は、上記の員数に含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ)の報酬は、原則として固定報酬のみとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

但し、事業年度ごとに、代表取締役社長が必要と判断した場合は、業績連動報酬を支給することができるものとし、非金銭報酬(株式報酬)は現時点では採用しない。

2. 固定報酬(金銭報酬)の個人別の額の決定方針

当社の取締役の固定報酬は、毎月一定の時期に支給する金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、貢献度、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の営業収益に対する一定割合又は営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、業績の発生に応じて一定の時期に支給する。

なお、業績連動報酬の額は、支給対象とする取締役の固定報酬を超えない範囲で、業績指標や算定方法を決定するものとする。

4. 固定報酬、業績連動報酬又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額(全体)に対する割合の決定方針

現時点では割合は定めない。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び業績連動報酬を支給する場合の業績指標と算定方法を決定する。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役3名はいずれも監査等委員であり、監査等委員会及び監査等委員の職務の補助は総務部が行っております。

当社は、内部統制基本方針において、監査等委員会の職務の補助は総務部が行うものとし、総務部内に監査等委員会の職務を補助すべき使用人を任命すること、また、当該使用人の任命・異動等は、予め監査等委員会に通知し、その意見を尊重することを定めております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
細金 柳生	相談役	経営陣の求めに応じて意見を述べている。	非常勤、報酬有	2002/6/27	任期なし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

当社は取締役会の決議により、相談役を選任しております。
 当社は相談役に対して、必要に応じ、経営その他の事項について、長年にわたり当社の経営に携わった経験に基づく知見を活かした助言を求めています。但し、経営のいかなる意思決定にも関与していません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は2021年6月29日開催の定時株主総会をもって、監査等委員会設置会社に移行しており、取締役会、監査等委員会、監査室、会計監査人及びコンプライアンス委員会を設置しております。

(取締役会)

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)4名、監査等委員である取締役3名(全て社外取締役)の7名で構成され、環境の変化に対し迅速な経営判断ができるよう少人数の体制としております。取締役会は原則として毎月1回開催され、重要事項の決定、取締役の業務執行状況の報告・監督等を行っております。

なお、業務執行については、常勤の取締役(代表取締役社長、業務執行取締役2名)が担当しております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、社外取締役3名で構成されております。監査等委員会は定期的開催され、監査等委員は取締役会に出席し、取締役の職務の執行について厳正な監査を実施するほか、年度ごとに監査計画を策定し、必要な監査を実施しております。また、内部監査を担当する監査室及び会計監査人と密接な連携を図ることにより、監督機能の強化を図っております。

なお、社外取締役3名は当社との利害関係が一切無く、高い独立性を有する方を選任しております。

(監査室)

内部監査は、代表取締役社長直属の監査室(監査室長1名)により、年1回以上全ての部署を対象に行っており、各部署の業務活動が関係法令、加盟する取引所及び加入団体の諸規則並びに社内規程等に準拠して執行されているかを検証するとともに、業務改善と効率向上のために必要な指導を行っております。監査計画は年度ごとに作成され、代表取締役社長の承認を得て実施されており、監査結果については代表取締役社長及び取締役会に報告されるとともに、必要な場合は代表取締役社長名で対象部署に改善指示を行っております。また、監査計画及び監査結果については、監査等委員会及び会計監査人にも定期的に報告されております。

(会計監査人)

会計監査は、アーク有限責任監査法人に委嘱しており、継続監査機期間は12年で、業務を執行した公認会計士は、逸見宗義氏、木村ゆりか氏であります。また、当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士3名、会計士試験合格者等4名、その他4名であります。なお、会計監査人は、監査等委員会との間で定期的に連絡会を開催し、適正な監査の実施に努めております。

(コンプライアンス委員会)

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長(議長)とし、投資サービス事業本部、業務本部、生活・環境事業本部、総務部、人事部、コンプライアンス室、監査室、経営企画室の長をもって構成され、コンプライアンスの重要性を認識し、経営上の最重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンス態勢の確立を図ることを目的として設置しております。

コンプライアンス委員会は、原則として四半期毎に開催され、次の事項を協議しております。

1. コンプライアンスに関する基本方針
2. コンプライアンスに関する諸規程の制定、重要な改定
3. 全社的なリスク管理に関する事項
4. 内部統制に関する事項
5. 情報セキュリティに関する事項
6. 関係会社のコンプライアンスに関する事項
7. 前項に関する問題発生時の原因分析及改善施策
8. その他コンプライアンスに関する諸問題

なお、役員候補の選定については、必要な経験、知識及び意欲を持ち、且つ、役員に相応しい人格や指導力のある人を取締役会で選定しております。また、当社は2021年6月29日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員である取締役が、取締役会における議決権を持つこと等により、経営の公正性、透明性を高め、取締役会の監督機能を強化することを通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、2021年6月29日開催の定時株主総会をもって、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

監査等委員である取締役3名は、いずれも独立性の高い社外取締役であるため、取締役会の経営全般に対する監督機能が強化され、監査等委員会の監査機能の実効性が確保されるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

株主総会招集通知の早期発送

株主の皆様の十分な検討期間を確保するため、招集通知の早期発送に努めております。第69回定時株主総会招集通知は、2021年6月7日に発送いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算説明資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算短信(四半期含む)、適時開示資料等	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	1. 「基本的な考え方」に記載のとおり、当社は「株主を含む全てのステークホルダーの利益の向上を目指す」ことを、コーポレートガバナンスの基本方針として掲げております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するための体制並びに金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するための体制を、以下のとおり整備しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの徹底を図るため「コンプライアンス基本方針」を定め経営の最重要課題の一つとして位置付ける。当社の取締役は、健全かつ公正な経営を最優先とし、法令及び定款については常に正しい知識を持つことに努め、これを遵守する。また、随時取締役間の円滑な意思疎通を図り、業務執行に係る相互監督を通じて法令、定款違反に関する行為を未然に防止する。当社は、監査等委員会による取締役の職務執行についての監査が有効に行われる体制を整備し、維持する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行状況に係る情報は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、その他に適正に記録し、「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本規程」に基づき適正に保存及び管理する。取締役及び監査等委員はこれらをいつでも閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会の決議により、リスク管理に関する規程を定め、社長を最高責任者として、常勤取締役が中心になってリスク管理にあたる。リスク管理を有効に機能させるため、各種のリスクに関する情報が、迅速に社長、常勤取締役に報告される体制の整備・維持を図る。また、必要に応じて、社内プロジェクトチームを設置して被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずる。リスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図っていく。

なお、各部署の日常的なリスク管理は、「リスク管理規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき所管部署を明確にして実施する体制とする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、原則として月1回以上取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

また、当社は、迅速な経営判断・意思決定を可能にするため、取締役は少人数とし、期毎の目標及び各取締役の役割分担を明確化することで、取締役の効率的な職務の執行を確保していく。

なお、取締役会の決議に基づき、特定業務の執行に専念する執行役員を任命し、業務執行の効率化を図る体制とする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令・諸規則だけでなく、社会的規範を遵守し、経営理念に従った行動を実践することを確保するため「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンスマニュアル」を定め、これを全社員に周知徹底するとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の社内通報制度を整備する。

当社は、全社的なコンプライアンスに関する事項について協議する場としてコンプライアンス委員会を設置し、当該協議内容は取締役会へ報告する体制とする。

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合しているかどうかを検証するため、「内部監査規程」に基づき、監査室による内部監査を年1回以上実施する。

6. 当社並びに親会社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社を含むグループ内の取引は、全て取締役会決議を経て行うとともに、適切な情報開示を行い、適正性を確保していく。
関係会社については、当社から役員を派遣する等して取締役会の運営状況を把握するとともに、「関係会社管理規程」に基づき総務部等管理担当部署が管理し、業務の適正な運営を確保していく。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務の補助は総務部が行うものとし、総務部内に監査等委員会の職務を補助すべき使用人を任命する。監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動等は、予め監査等委員会に通知し、その意見を尊重する。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、当社の「就業規則」に従うが、当該職務期間中においては、当該職務に関する指揮命令権は監査等委員会に属する体制とする。

8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は取締役会に出席し、重要な報告を受け、稟議書等業務執行に係る重要な文書を開覧し、取締役及び使用人に対して説明を求める体制とする。また、「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査等基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する体制とする。

監査室（内部監査実施部門）及び会計監査人と密接な連携を保ち、それぞれの監査結果は監査等委員会に報告される体制とする。

当社及び関係会社において不正行為、法令・定款に違反する重要な事実が生じる恐れがある場合又は生じた場合、及び、当社及び関係会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合又は著しい損害が発生した場合、取締役及び使用人は当該事実に関する事項を監査等委員会に報告する。

また、監査等委員会に報告を行った者に対し、当該行為を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

9. 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員より監査費用の前払い又は償還等の請求があった場合には、その職務の効率性及び適正性に留意し、監査業務の支障がないよう速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、適切な運用、評価と必要な是正を行う。

11. 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、経済活動の障害となる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力排除の総括部署を総務部とし、関係規程を整備して取締役及び使用人に周知徹底する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制基本方針において、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、経済活動の障害となる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断すること、また、反社会的勢力排除の総括部署を総務部とし、関係規定を整備して取締役及び使用人に周知徹底することを定めております。

なお、万が一、意図せずして反社会的勢力と何らかの関係を持ってしまった場合は、その事実を上司やコンプライアンス責任者に速やかに報告するとともに、警察等の関係機関と連携して反社会的勢力との関係を一切排除する体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

(株)小林洋行(親会社)が当社株式の51.79%を保有しているため、現状では買収防衛策の導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社は、代表取締役社長、統括情報管理責任者(情報開示担当役員)及び経営企画室(情報開示IR担当部署)を中心に、適時開示規則に基づく開示を実施しております。

当社の重要情報は、本社各部及び支店から統括情報管理責任者及び経営企画室へ報告され、適時開示の対象となる情報については、代表取締役社長、統括情報管理責任者、経営企画室長が協議の上、経営企画室が開示文書を起案し、常勤取締役全員の確認後に代表取締役社長の承認を得て、TDnetを通じて開示しております。

また、開示前に、取締役会等を通じて社外取締役全員に開示内容を報告・周知することとしております。

なお、適時開示にあたっては正確・迅速・公平な開示に努め、必要に応じ、東京証券取引所、公認会計士、弁護士等のアドバイスを求めています。

【参考資料:コーポレート・ガバナンス体制の模式図】

